

第 3 章

持続可能な 介護保険制度の実現

第3章 持続可能な介護保険制度の実現

第1 第8期計画の取組方針

介護保険制度は、創設から21年が経過し制度が定着するとともに、全国的にサービス利用者は年々増加し、本市においても、制度創設時の約5.3倍を超えるまでになっています。また介護サービス提供事業者数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして欠くことのできない役割を担っています。

高齢者ができる限り住み慣れた場所で自立した日常生活を送ることができるようにするためには、介護保険制度の持続可能性を維持し、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援等が包括的に確保される必要があります。

そこで本市では、これまで介護保険事業計画策定当初からキーワードとしてきた、「生きがい」、「尊厳」、「自立した生活」、「地域社会」に基づく基本理念を、本計画においても継承していきます。

高齢者が生きがいを持ち尊厳を保ちながら自立した生活が送れる地域社会の創造

さらに、第1章に掲げる本計画全体の基本目標を踏まえ、地域における高齢者支援を目的とした地域包括ケアシステムの仕組みを活用していきます。

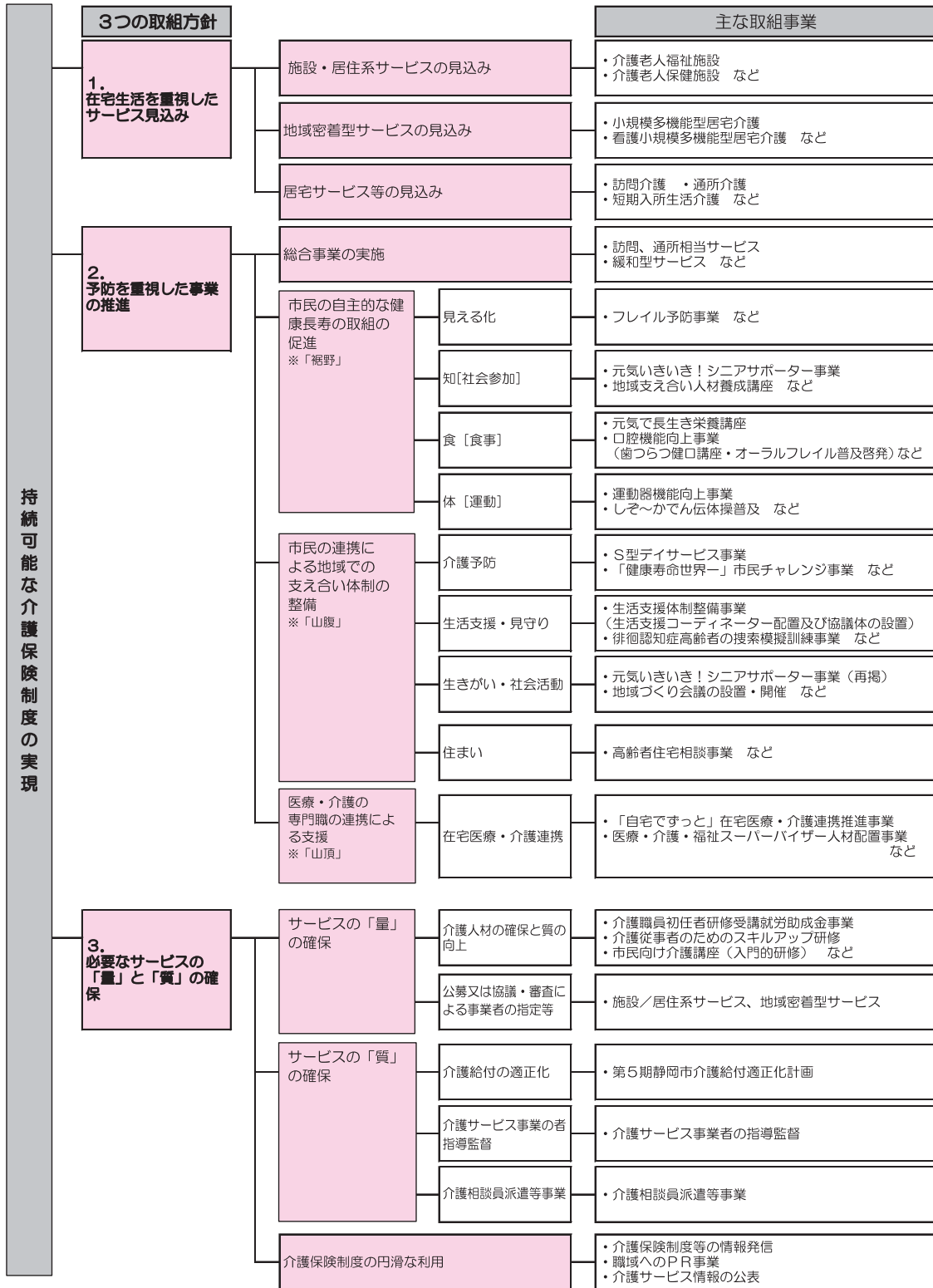
そのうえで、本人や家族の希望に応じて、住み慣れた場所、特に自宅ですっと安心して暮らせるまちの実現に向け、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業を計画的に実施し、持続可能な介護保険制度の実現を目指します。

この実現に向け、第7期計画で定めた3つの取組方針を踏まえ、各取組を進めます。

[3つの取組方針]

1 在宅生活を重視したサービス見込み	中・重度者の在宅生活の継続を支えられるよう、医療と介護の連携がとれたサービスを重点的に見込みます。
2 予防を重視した事業の推進	高齢者が新たに要介護（要支援）状態となることの防止や、要介護（要支援）状態の軽減・重度化防止を図るための事業を実施します。
3 必要なサービスの「量」と「質」の確保	サービスの「量」の確保を図るため、介護人材の確保や多様な人材の育成などに努めます。 またサービスの「質」の確保を図るため、介護給付適正化や事業者の指導監督などに取り組みます。

〈第3章の体系〉



※ 介護保険事業計画に関わる、地域支援事業のみ抜粋

持続可能な介護保険制度の実現

<要介護・要支援者数、利用者数の推移及び推計>

(1) 高齢者人口の推移及び推計

第1章に掲載

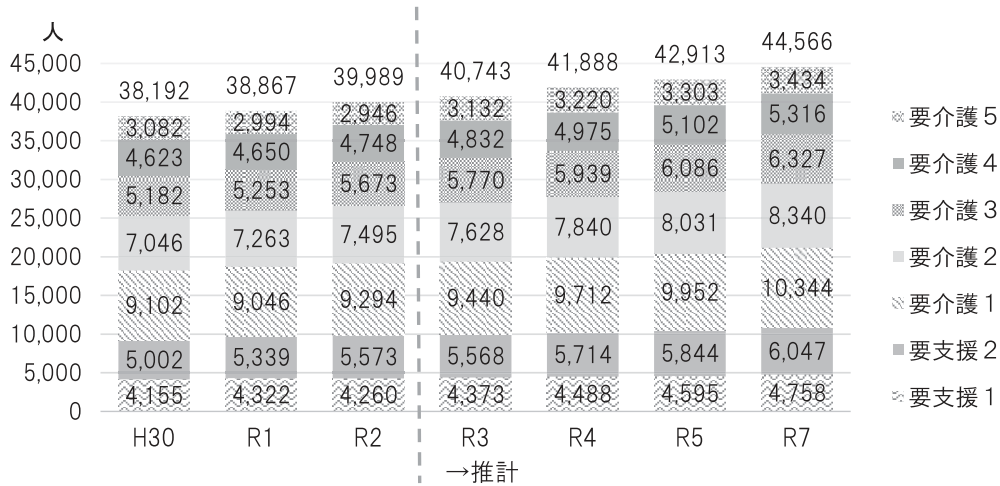
(2) 第1号被保険者数の推移及び推計

将来人口の推計を基礎に算出。

		H30	R1	R2	→推計			
					R3	R4	R5	R7
第1号被保険者数		208,660	209,620	210,647	210,840	210,986	211,131	211,427
内訳	65-74歳	101,848	99,486	99,151	99,811	96,044	91,365	84,196
	75歳以上	106,812	110,134	111,496	111,029	114,942	119,766	127,231

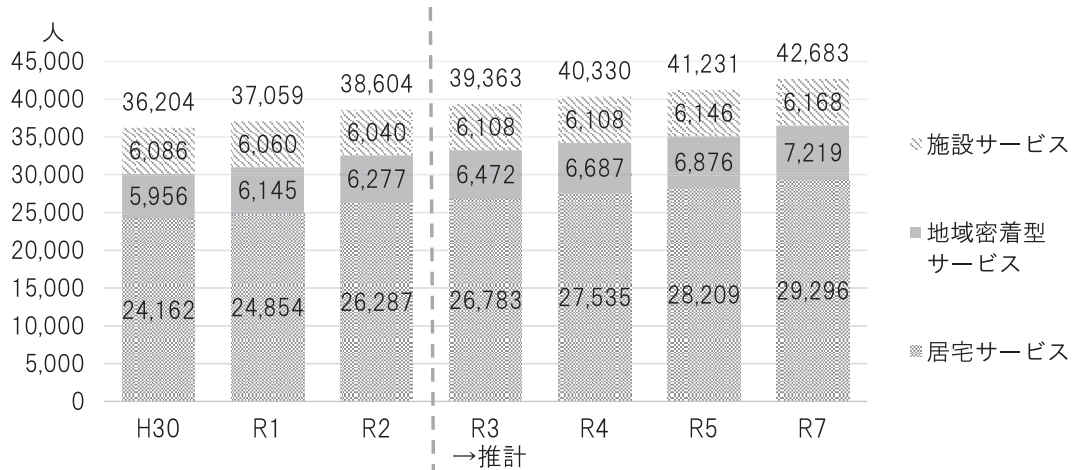
(3) 要介護・要支援者数の推移及び推計

要介護・要支援者数の実績と将来の被保険者数の推移を基礎に算出。



(4) 介護サービス利用者数の推移及び推計

介護サービスの利用者の実績と要介護・要支援者数の推移・推計を基礎に算出。



1 <取組方針1>在宅生活を重視したサービス見込み

(1) 日常生活圏域の考え方

静岡型地域包括ケアシステムを推進し、さらに市民に身近な地域で介護の体制の整備を図るため、日常生活圏域を30圏域設定しています。

(2) 施設・居住系サービスの見込み量算定の考え方

施設・居住系サービスの見込み量については、要介護認定者の推移や利用状況、計画見直しのための実態調査及び介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の待機者の状況、住宅型有料老人ホーム等の整備状況等を勘案してサービス量を見込みました。

〈第8期介護保険事業計画期間における年度ごとの新規指定予定数（定員数）〉 単位：人

区分	種 類	R 3	R 4	R 5	合計
施設系	介護老人福祉施設※ ₁ (特別養護老人ホーム)	0	0	0	0
	介護老人保健施設※ ₂	0	0	58	58
	介護療養型医療施設	△60	0	△120	△180
	介護医療院	60	0	120	180
居住系	特定施設入居者生活介護※ ₃	240	0	0	240
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	0	0	0	0
合 計		240	0	58	298

※1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

※2 サテライト型介護老人保健施設（定員29人）2施設を指定予定。

※3 地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。既存施設からの移行のみ指定予定。

〈施設・居住系サービスの種類ごとの見込み量算定の考え方〉

施設・居住系サービス等の種類	今後の見込み
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※地域密着型を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の利用状況からサービス量を見込みました。 計画期間中に新たな整備は行いませんが、既存施設の意向により、広域型から地域密着型への移行分(20人分)を見込みました。
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> 病院から在宅復帰に向けた機能訓練の他、静岡県の保健医療計画に基づき、医療からシフトしてくる病床分の追加的需要に対応できるよう必要なサービス量を見込み、新たに58人分を整備します。
介護療養型医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の転換意向を反映しました。 設置期限(令和5年度)までの確実な転換に対応します。
介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> 「長期療養のための医療」と「介護」を一体的に提供する施設として平成30年度に創設された施設です。 既存施設の転換意向を反映しました。 計画期間中の他施設からの転換に対応する必要があります。
特定施設入居者生活介護 ※地域密着型を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の利用状況を踏まえるとともに、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等からの移行分(240人分、うち地域密着型20人分)によるサービス量を見込みました。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の利用状況からサービス量を見込みました。 井川圏域を除き、日常生活圏域ごとの整備が完了したことから、計画期間中の新たな整備予定はありません。

第7期末(令和2年度末)及び第8期末(令和5年度末)の定員数

単位:人

区分	種類	第7期	第8期(見込み)
施設系	介護老人福祉施設	3,651	3,651
	介護老人保健施設	2,544	2,602
	介護療養型医療施設	180	0
	介護医療院	198	378
居住系	特定施設入居者生活介護	1,675	1,915
	認知症対応型共同生活介護	1,899	1,899
計		10,147	10,445

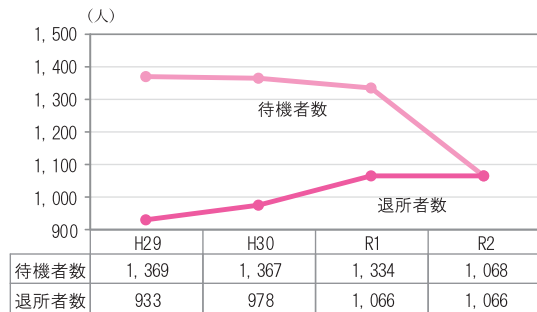
特別養護老人ホームの整備について

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームは、介護保険法の指定による介護老人福祉施設であり、介護給付の対象となるサービスです。

介護老人福祉施設については、これまでの整備や平成27年4月の制度改正（原則、中・重度の要介護高齢者（要介護3以上）を支える施設としての機能に重点化）によって、入所待機者は減少しています。入所に際しては、必要性の高い方が優先的に入所できるよう市が指針を示し、これに沿って各施設で入所手続きを行っています。加えて、平成30年度から、既存施設の入所申込者数及び空床情報をホームページで公表するマッチング支援を開始しました。また、令和3年4月施行の改正介護保険法により、施設整備に当たっては、住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案することとなりました。

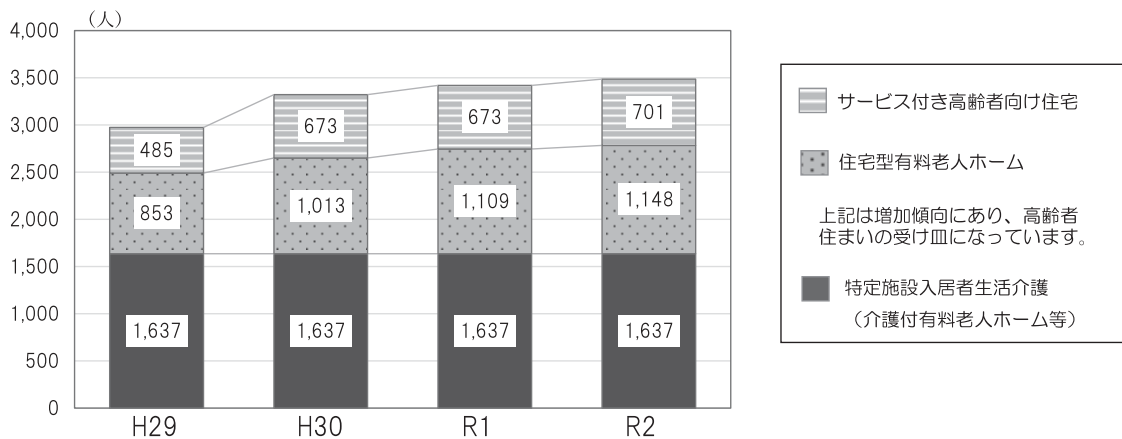
この3年間では、入所待機者の減少が続いていること、また、近年増加している住宅型有料老人ホーム等が高齢者の住まいの受け皿となっていることから、引き続き整備を見合わせます。

待機者及び退所者数の推移（各年度10月1日時点）



有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況







（各年度3月末時点・令和2年度のみ7月末時点）






令和2年7月末時点	施設数	定員数/戸数	入居者数	うち要支援及び要介護認定者数
サービス付き高齢者向け住宅※	23	701戸	651人	579人
住宅型有料老人ホーム	36	1,148人	932人	861人

※特定施設入居者生活介護を除く

(3) 地域密着型サービスの見込み量算定の考え方

地域密着型サービス等の種類	今後の見込み
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中、夜間を通じて定期的、随時に対応が必要な介護、医療のニーズを併せ持つ要介護者に適したサービスです。利用状況や事業者の参入状況を踏まえ、サービス量を見込みました。
夜間対応型訪問介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間に定期的、随時の対応が必要な要介護者に適したサービスです。利用状況や事業者の参入状況を踏まえ、サービス量を見込みました。
認知症対応型 通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の推移や、利用状況を踏まえ、サービス量を見込みました。
小規模多機能型 居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・両サービスは、通いを中心として、訪問や泊まりを組み合わせた多機能サービスです。(看護小規模多機能型居宅介護は、上記に加え、訪問看護を一体的に提供し、医療ニーズにも対応。) ・両サービスについては、地域の在宅生活を支える核となるサービスであることから、それぞれのサービスごとに3事業所の増を見込みました。
看護小規模多機能型 居宅介護 	
地域密着型 通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員が18人以下の小規模なデイサービスです。利用実績の推移等を踏まえ、サービス量を見込みました。

(4) 居宅サービス等の見込み量算定の考え方

居宅サービス等の種類	今後の見込み
訪問介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の要介護者や一人暮らし高齢者等の増加に対応するため、利用状況を踏まえ、サービス量を見込みました。
訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護) 	<ul style="list-style-type: none"> ・減少傾向にあった利用者数がほぼ横ばいとなっている利用状況を踏まえ、サービス量を見込みました。
訪問看護 (介護予防訪問看護) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ニーズを併せ持つ要介護者等の在宅生活を支えるサービスとして、一定の利用の拡大を見込みました。

<p>訪問リハビリ テーション (介護予防訪問リハビリテーション)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅での日常生活能力の維持向上を図るサービスとして、一定の利用の拡大を見込みました。
<p>居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の要介護者等の増加に伴い、通院が困難な方に行われる療養上の管理・指導のニーズも高まることから、一定の利用の拡大を見込みました。
<p>通所介護</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の要介護者の増加や利用実績の推移等を踏まえ、サービス量を見込みました。
<p>通所リハビリ テーション (介護予防通所リハビリテーション)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護2以下の軽度な利用者が中心となっており、日常生活能力の維持向上、重度化予防等の観点から、一定の利用を見込みました。
<p>短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の要介護者等の増加や利用実績の推移等を踏まえ、サービス量を見込みました。
<p>短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数が減少傾向であることを踏まえ、サービス量を見込みました。
<p>福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者等の自立を支え、介護者の負担を軽減するサービスとして、一定の利用の拡大を見込みました。
<p>特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者等の自立を支え、介護者の負担を軽減するサービスとして、一定の利用を見込みました。
<p>住宅改修 (介護予防住宅改修)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅生活を支えるため、転倒防止や生活の質を高めるために有効なサービスであることから、一定の利用を見込みました。
<p>居宅介護支援</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の要介護者の増加に伴い、利用の拡大を見込みました。
<p>介護予防支援</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者の増加に伴い、利用の拡大を見込みました。

イラスト出典：WAMNET

(5) 介護サービス量の見込み

将来推計やこれまでの整備量を踏まえ、第8期計画期間におけるサービス種類ごとの必要量を見込みました。なお、以下の表では介護保険法の規定に基づくサービスの区分により整理しています。

【介護給付のサービス量の見込み】

区分		単位	R1実績	R3	R4	R5			
介護給付	居宅	訪問介護	回数	1,188,017	1,266,816	1,305,778	1,339,591		
		訪問入浴介護	回数	32,318	32,795	32,795	32,795		
		訪問看護	回数	259,587	311,677	334,559	359,658		
		訪問リハビリテーション	回数	61,395	68,101	72,191	74,548		
		居宅療養管理指導	人数	47,992	61,368	65,676	68,148		
		通所介護	回数	1,021,069	1,062,168	1,101,274	1,142,707		
		通所リハビリテーション	回数	249,723	249,961	266,282	282,006		
		短期入所生活介護	日数	301,280	302,082	323,779	347,444		
		短期入所療養介護（老健）	日数	23,061	23,118	23,118	23,118		
		特定施設入居者生活介護（居住系サービス）	人数	12,693	13,500	14,664	14,964		
		福祉用具貸与	人数	136,588	150,984	159,384	166,944		
		特定福祉用具購入	人数	1,909	2,100	2,172	2,244		
		介護給付	地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	529	576	588	600
				夜間対応型訪問介護	人数	789	816	816	816
認知症対応型通所介護	回数			85,663	84,419	84,419	84,419		
小規模多機能型居宅介護	人数			8,474	9,468	10,584	11,100		
認知症対応型共同生活介護（居住系サービス）	人数			20,982	21,816	21,816	21,816		
地域密着型特定施設入居者生活介護（居住系サービス）	人数			1,832	2,052	2,172	2,172		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（施設サービス）	人数			992	828	828	1,068		
看護小規模多機能型居宅介護	人数			2,656	3,204	3,372	4,080		
地域密着型通所介護	回数			287,135	302,507	313,764	320,369		
住宅改修	人数			1,880	1,932	1,992	2,064		
居宅介護支援	人数	208,485	216,372	222,936	228,444				

区分		単位	R1実績	R3	R4	R5	
介護給付	施設系	介護老人福祉施設（施設サービス）	人数	40,875	40,920	40,920	40,680
		介護老人保健施設（施設サービス）	人数	27,414	27,840	27,840	28,536
		介護医療院（施設サービス）	人数	1,192	3,096	3,096	4,536
		介護療養型医療施設（施設サービス）	人数	3,472	1,440	1,440	0

【予防給付のサービス量の見込み】

区分		単位	R1実績	R3	R4	R5	
予防給付	介護予防	介護予防訪問入浴介護	回数	43	112	112	112
		介護予防訪問看護	回数	32,797	40,435	42,268	43,864
		介護予防訪問リハビリテーション	回数	9,860	12,106	12,246	12,636
		介護予防居宅療養管理指導	人数	2,184	2,472	2,532	2,592
		介護予防通所リハビリテーション	人数	16,472	16,560	17,172	17,760
		介護予防短期入所生活介護	日数	3,818	3,804	4,087	4,397
		介護予防短期入所療養介護（老健）	日数	180	154	154	154
		介護予防特定施設入居者生活介護（居住系サービス）	人数	1,727	2,016	2,256	2,316
		介護予防福祉用具貸与	人数	42,394	47,268	49,920	52,224
		特定介護予防福祉用具購入	人数	655	780	804	816
	地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回数	1,029	1,061	1,061	1,061
		介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	343	300	312	432
		介護予防認知症対応型共同生活介護（居住系サービス）	人数	118	144	144	144
	介護予防住宅改修		人数	983	996	1,080	1,104
	介護予防支援		人数	55,626	59,604	62,136	64,584

2 <取組方針 2> 予防を重視した事業の推進

(1) 介護予防・重度化予防のための方策

本市では、「健康長寿のまち」の実現に向け、元気な高齢者を増やすとともに、必要な方には専門的な支援が受けられるよう、平成27年度以降、第3次総合計画に基づき様々な取組を進めてきました。

これら取組の核となる事業が、介護保険法第115条の45を根拠とし、介護保険制度に組み込まれている「地域支援事業」です。

地域支援事業の目的（介護保険法第115条の45抜粋）

- ・被保険者の要介護状態等となることの予防
- ・被保険者の介護状態等の軽減若しくは悪化の防止
- ・地域における自立した日常生活の支援

本市では、この地域支援事業において、「介護予防・生活支援サービス事業」「S型デイサービス事業」、「しぞ〜かでん伝体操の普及」、「元氣いきいき！シニアサポーター事業」、「地域包括支援センターの運営」、「認知症総合支援事業」など、第2章に掲げる取組（事業）を展開しています。

今後、いわゆる団塊の世代全てが75歳に到達する2025年が近づく中で、この地域支援事業がさらに効果的、効率的に実施できるよう、各取組の有機的連携のあり方を検討するとともに、実績の評価・検証を繰り返しながら、さらなる健康寿命の延伸に努めます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の実績等

本市では、平成29年から「介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組んでいます。前期計画期間（H30・R1）の実績と今後見込み等は、次のとおりです。

<第1号訪問事業・通所事業の実績及び推計>

		H30	R1	R2（見込み）	→推計		
					R3	R4	R5
訪問型	事業所数	156	164	166	—	—	—
	利用者数	22,704	22,954	23,208	23,460	23,724	23,988
通所型	事業所数	264	273	272	—	—	—
	利用者数	42,889	45,040	47,292	49,668	52,164	54,780

※事業所数は各年度3月末時点（R2は見込み）、利用者数は年間述べ人数

※従前相当サービス、緩和型（A型）サービスのみ

<地域支援事業費用額の見込み>

単位：千円

区 分	R 3	R 4	R 5
1 介護予防・日常生活支援総合事業	2,212,333	2,305,079	2,396,788
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	1,983,304	2,069,370	2,159,284
ア 第1号訪問事業 イ 第1号通所事業	1,794,557	1,875,195	1,959,462
ウ 第1号生活支援事業	13,049	13,049	13,049
エ 介護予防ケアマネジメント事業	169,438	174,182	179,059
オ 高額介護予防サービス費相当事業	6,260	6,944	7,714
(2) 一般介護予防事業	224,122	230,633	232,253
(3) 審査支払手数料	4,907	5,076	5,251
2 包括的支援事業・任意事業	1,249,430	1,357,510	1,305,654
(1) 包括的支援事業	1,071,578	1,178,879	1,126,063
ア 地域包括支援センターの運営等に係る事業	904,033	1,006,597	956,731
イ 在宅医療・介護連携推進事業	22,600	22,425	19,449
ウ 生活支援体制整備事業	112,302	112,302	112,302
エ 認知症総合支援事業	29,941	34,853	34,879
オ 地域ケア会議推進事業	2,702	2,702	2,702
(2) 任意事業	177,852	178,631	179,591
ア 介護給付等費用適正化事業	8,136	6,298	6,298
イ 家族介護支援事業	73,747	73,747	73,171
ウ その他事業	95,969	98,586	100,122
(ア) 成年後見制度利用支援事業	18,537	21,154	22,690
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業	7,212	7,212	7,212
(ウ) 地域自立生活支援事業	70,220	70,220	70,220
合 計	3,461,763	3,662,589	3,702,442

3年間の地域支援事業費（R 3～5）	10,826,794千円
--------------------	--------------

<地域支援事業に位置付けた事業>

事業区分別 主な地域支援事業一覧

区 分	事 業 名
1 介護予防・日常生活支援総合事業	
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	
ア 第1号訪問事業 イ 第1号通所事業	訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、 通所介護相当サービス、運動型通所サービス など
ウ 第1号生活支援事業	配食型見守り事業
エ 介護予防ケアマネジメント事業	介護予防ケアマネジメント
オ 高額介護予防サービス費相当事業	高額介護予防サービス費相当事業、高額医療介護予防サービス費相当事業
(2) 一般介護予防事業	フレイル予防事業、元氣いきいき！シニアサポーター事業、 地域支え合い人材養成講座、元気で長生き栄養講座、 口腔機能向上事業、S型デイサービス事業、 しそ〜かでん伝体操普及、元氣アップ講演会
(3) 審査支払手数料	(1) ア、イ、エの支払いに係る手数料
2 包括的支援事業・任意事業	
(1) 包括的支援事業	
ア 地域包括支援センターの運営等に係る事業	地域包括支援センターの運営・機能強化
イ 在宅医療・介護連携推進事業	「自宅ですっと」在宅医療・介護連携推進事業、 医療・介護・福祉スーパーバイザー人材配置事業、 在宅医療・介護連携協議会による在宅医療の推進、 在宅医等養成研修事業、 専門職・市民を対象とした研修会等の開催 (専門職への研修等、市民への啓発)
ウ 生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター配置）、 地域づくり会議の設置・開催
エ 認知症総合支援事業	認知症カフェの運営、認知症初期集中支援事業、 認知症地域支援推進員の配置、認知症ケア推進センターの運営
オ 地域ケア会議推進事業	地域ケア会議の開催
(2) 任意事業	
ア 介護給付等費用適正化事業	介護給付等費用の適正化、ケアマネジメントリーダー活動支援事業
イ 家族介護支援事業	紙おむつ支給事業、家族介護慰労金支給事業、介護家族者支援事業、 徘徊認知症高齢者の搜索模擬訓練モデル事業
ウ その他事業	
(ア) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用促進事業
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業	高齢者住宅相談事業、住宅改修支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業
(ウ) 地域自立生活支援事業	シルバーハウジング生活援助員派遣事業、介護相談員派遣等事業、 配食型見守り事業

3 <取組方針3>必要なサービスの「量」と「質」の確保

利用者がサービスを自由に選択できるように、利用者の立場に立ったサービスの「量」と「質」の確保に努めます。そのため、介護人材確保対策の実施や、見込量の確保が図られるよう基盤整備を実施するとともに、介護給付の適正化事業などを実施します。

(1) サービスの「量」の確保のための方策

【人材の確保と資質の向上】

将来にわたって質の高い介護サービスを提供できる人材を育成するとともに、介護人材の確保に向けた本市主催の事業を実施していきます。また、若い世代を中心に、介護の仕事に興味を持ってもらうための仕組みづくりや、新規就労の促進など、将来を見据えた人材確保策を実施します。

①介護職員初任者研修受講就労助成金事業

介護職員初任者研修を受講後、市内の介護事業所に3か月以上勤務している等の条件を満たす方に、受講費用の1/2（限度額有）を交付します。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
制度利用者数	15人	15人	15人

②介護従事者のためのスキルアップ研修事業

介護事業所に勤務しスキルアップを目指す方に、基礎的な介護スキルを身につけ、介護職への定着を促すための研修を開催します。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
受講者の従事継続率	95%以上	95%以上	95%以上

③認知症介護実践者等研修事業

認知症高齢者に対して適切な知識と技術により介護サービスが提供されるよう、従事者の知識、経験、職種等に応じた研修を開催し、介護技術の向上、専門的な人材の養成など、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。

（介護基礎研修・実務者研修・実践リーダー研修・開設者研修・管理者研修・計画作成担当者研修・指導者養成研修）

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
各研修開催数	各研修1回以上	各研修1回以上	各研修1回以上

④認知症施策等総合支援事業

認知症介護に関する事業者の知識・技術の向上を図るため、事業所従事者を対象とした認知症介護の指導者養成研修の受講を促します。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
指導者養成研修受講者数	1人	1人	1人

⑤市民向け介護講座（入門的研修）

市民の方に基礎的な介護スキルを学んでもらい、自宅でのケアの不安を取り除くとともに、将来的な介護職への就労を目指します。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
参加人数	60人	60人	60人

⑥介護サービス事業所・教育関係者等との連携

静岡市立小・中学校の児童・生徒に対して、介護の魅力などを発信し、将来的な介護職の確保に繋がります。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
事業の実施	実施	実施	実施

⑦要介護度改善評価事業

介護サービス事業者から、効果的なサービス提供の取組によって要介護度が改善した事例を募集し、優秀な事例について表彰します。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
事業の実施	実施	実施	実施

⑧高齢者の参入促進

NEXTワークしずおかとの連携強化等により、高齢者に対して、介護職に係る研修情報や求人情報を積極的に発信し、就労につなげます。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
事業の実施	実施	実施	実施

【参考】介護人材確保に関する国・静岡県の対応方針

国	介護報酬改定を通じた処遇改善の取組の推進や介護福祉士などキャリアパス制度の確立に向けた取組の推進 出典：厚生労働省資料
静岡県	介護保険事業支援計画に基づき、人材確保に向けたさまざまな取組の推進 （基盤整備・介護人材のすそ野の拡大・参入促進のための研修支援・地域のマッチング機能強化・キャリアアップ研修の支援・潜在有資格者の再就業促進・地域包括ケア構築のための広域人材育成・勤務環境改善支援） 出典：厚生労働省資料、静岡県資料

【公募又は協議・審査による事業者の指定等】

本計画において必要とするサービスの量を定め、公募による選定又は協議・審査を行い、より良質で適正なサービスが提供できる体制の確保に努めます。

本計画期間では、次のサービスについて公募による選定等を行う予定です。

- ・サテライト型介護老人保健施設
- ・特定施設入居者生活介護
（既存の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅等の移行分）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
（既存の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅等の移行分）

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

(2) サービスの「質」の確保のための方策

①介護給付の適正化（第5期静岡市介護給付適正化計画抜粋）

介護給付適正化は、介護サービスを必要とする高齢者を適切に要介護認定し、その高齢者が真に必要なとする過不足のないサービスを、介護事業者がルールに従って適切に提供するように促す取組です。

本市では、以下のとおり各事業を実施し、介護給付の適正化を図ります。

ア 要介護認定の適正化

要介護認定等に係る調査の内容について点検することにより、適切かつ公平な要介護認定を実施します。

【認定調査結果の点検】

認定調査の結果を全件点検します。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
認定調査結果の点検	100%	100%	100%

【要介護認定の適正化に向けた取組】

厚生労働省の要介護認定適正化事業による「業務分析データ」を活用し、全国の保険者との比較分析を行います。認定調査員や審査会委員に対し、各種研修を実施して、認定調査の点検結果から把握する課題や業務分析データによる比較分析の結果について情報共有します。

（認定調査員新任研修・認定調査員現任研修・認定調査員フォローアップ研修・介護認定審査会委員新任研修
介護認定審査会委員現任研修・介護認定審査会適正運営検討会）

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
「業務分析データ」結果の比較分析	実施	実施	実施
各種研修の開催	各種 1 回以上	各種 1 回以上	各種 1 回以上

イ ケアプランの点検

介護支援専門員が作成したケアプランの内容を点検し、利用者にとって真に必要なサービスを提供するとともに、利用者の状態に適合していないサービス提供を改善します。静岡県国民健康保険団体連合会から提供されている介護給付適正化システム（*13）による帳票を活用し、点検するケアプランを選定します。市職員や有資格者等の第三者による点検を実施します。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
ケアプラン点検の実施	5 件	5 件	5 件

語句説明13

* 13. 介護給付適正化システム

通常の審査では検出困難な内容について、給付実績をもとに、データの偏りなどから不適切な可能性のある請求等を抽出するシステム

ウ 住宅改修等の点検

住宅改修や福祉用具の購入・貸与について、点検、調査等を行い、不適正な利用を防止します。

【住宅改修の点検】

書面による点検を全件実施します。疑義がある案件は、現地確認を行います。また、必要に応じて専門職による点検を実施します。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
書面及び現地調査での点検	書面全件 現地調査 6 件	書面全件 現地調査 6 件	書面全件 現地調査 6 件

【福祉用具購入・貸与の調査】

購入については、書面による点検を全件実施します。貸与は、介護給付適正化システム帳票を活用して点検を行います。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
書面及び問合せ等での点検	書面全件（購入） 問合せ等 6 件	書面全件（購入） 問合せ等 6 件	書面全件（購入） 問合せ等 6 件

エ 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検では、事業者からの介護報酬の請求状況を確認し、事業者の請求誤りの早期発見に努め、適正な請求を促します。医療情報との突合では、医療給付と介護給付の請求情報を突合し、医療と介護の重複請求を防止します。引き続き国民健康保険団体連合会に委託して実施します。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
委託にて実施	毎月確認	毎月確認	毎月確認

オ 介護給付費通知

利用者に介護サービスの利用状況や費用額を通知し、確認を促すことにより、事業者の不適正な請求を防止します。介護サービスの利用状況を通知するとともに、内容をわかりやすくするための改善を図ります。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
介護サービス利用者に通知	2 回	2 回	2 回

カ 給付実績の活用

介護給付適正化システムによる帳票を点検し、事業者からの請求内容が適正であるか確認します。確認が必要な事業者の請求を抽出して点検を行います。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
介護給付適正化システム帳票の点検	4 帳票以上	4 帳票以上	4 帳票以上

キ 要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

認定結果通知までの平均処理期間や未処理件数を毎月集計し、進捗管理を行うことで、未処理件数の増加等を速やかに把握・分析し、早期の対策につなげます。

委託による調査員の確保に努め、更新申請処理の停滞を防ぎます。調査員研修等において、調査票点検の分析結果を共有し、修正件数の減少に努めます。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
平均処理期間	37 日	36 日	36 日

②介護サービス事業者の指導監督

介護サービス提供が、真に要介護者の自立支援に寄与しているか、目的を達成しているか、事業者による不正、不適切なサービス提供がないかなど、介護サービスの質の確保、向上及び保険給付の適正化を図る観点から、介護サービス事業者に対する指導や監査を実施します。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
事業の実施	実施	実施	実施

- ・介護現場の業務効率化の1つとして、文書に係る負担を軽減するために、個々の申請様式、添付書類や手続きに関する簡素化に努めます。

③介護相談員派遣等事業

施設・居住系サービスの提供事業者（施設）に第三者である介護相談員を派遣し、利用者のサービスに関する不安・不満等を解消し、苦情の未然防止、利用者の求めに応じた提案などを行い、利用者の立場に立ったサービスの質の向上を図ります。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
事業実施に対する事業所のアンケート結果 (効果があるとの回答割合)	70%以上	70%以上	70%以上

(3) 介護保険制度の円滑な利用

高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らせるよう、利用者のサービス選択に役に立つ情報の提供や、介護保険制度の周知・啓発などを実施するとともに、ポストコロナ時代においても、円滑に要介護認定が行われるよう、介護認定審査会の一部をオンラインによって開催します。

【介護サービスの円滑な利用の取組】

①介護保険制度等の情報発信

市民に介護保険制度を伝えるため、パンフレットやホームページ、市政出前講座などを実施します。また、介護サービス事業者に対しては、事業者団体との連携やメール配信システムの活用などにより、迅速・的確な情報提供を図ります。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
事業の実施	実施	実施	実施

②職域へのPR事業

働く世代や高齢者になっても働く人へ、介護保険制度やサービスの利用方法などを周知します。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
事業の実施	実施	実施	実施

③介護サービス情報の公表

介護サービス利用者が客観的な情報をもとに、介護サービス事業者を主体的に選択できるようにすることを目的としています。より地域に密着した情報提供の充実に努めます。

活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
事業の実施	実施	実施	実施

④介護認定審査会のオンライン開催

ポストコロナ時代に向けて、介護認定審査会の一部をオンラインによって開催し、感染防止及び利便性の向上を図ることで、円滑な要介護認定に努めます。

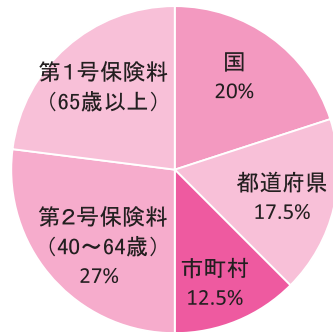
活動指標	R 3 計画（4 年目）	R 4 計画（5 年目）	R 5 計画
事業の実施	試行	実施	実施

第2 介護保険料

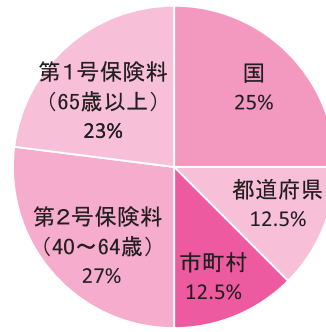
保険給付費と地域支援事業費に係る財源は、公費と保険料で賄われています。負担割合の内訳は次のとおりです。

保険給付費

施設等給付費

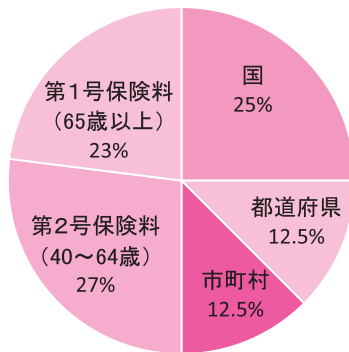


居宅給付費

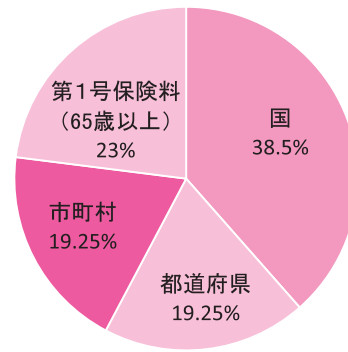


地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業費



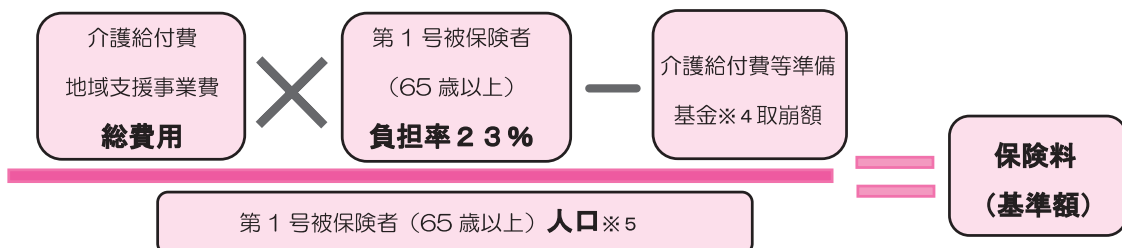
包括的支援事業・任意事業費



1 介護保険料基準額の算出方法

第1号被保険者の保険料は、令和3～5年度の（3年間）の保険給付費等の見込みをもとに、各被保険者の保険料算定の基準となる額（保険料基準額）を算出します。

算出方法の概要は、次のとおりです。



※4 保険給付費等に対し第1号被保険者の保険料が負担すべき割合以上に収入された場合に、その剰余額を積み立て不足が生じたときに備える基金

※5 第1号被保険者数の3年間の延べ人数（所得段階別の負担割合による補正後の数値）

<計算の流れ>

・ 3年間総費用 2,164億円×負担率23%+財政調整交付金不足等補填10億円≒負担額508億円
 ・ 負担額508億円÷被保険者数（3年間）658,318人÷保険料収納率99.25%÷12月
 ≒ 6,473円（月額）



・ 介護給付費等準備基金 5 億円（全額）により保険料抑制
 △64円
 ・ 保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金の収入見込み額 6.6 億円による保険料抑制
 △84円

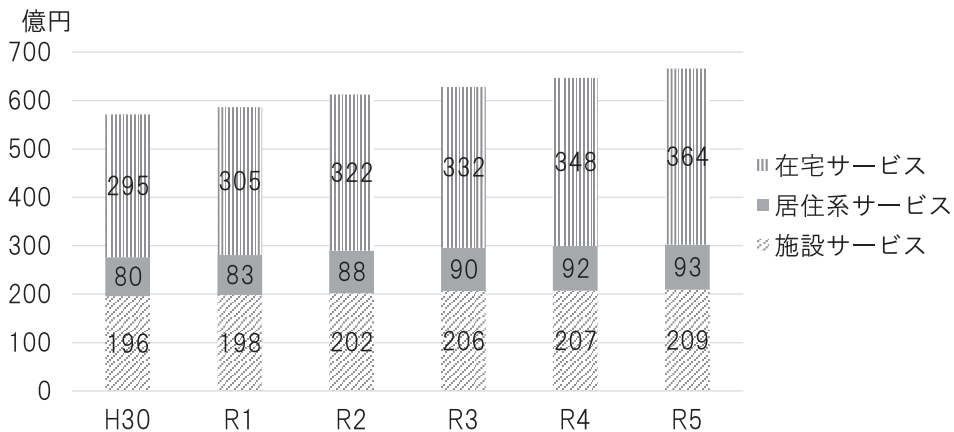


介護保険料（月額） 6,325円

<第8期総費用内訳表>（単位：億円）

	R 3	R 4	R 5	第 8 期	(参考) 第 7 期
保険給付費	628	647	666	1,941	1,735
在宅サービス	332	348	364	1,044	899
居住系サービス	90	92	93	275	259
施設サービス	206	207	209	622	577
高額介護サービス費等	37	38	40	115	106
地域支援事業費	35	36	37	108	99
計	700	721	743	2,164	1,940
第 1 号被保険者数（人）	210,840	210,986	211,131	632,957	628,927
認定者数（人）	40,743	41,888	42,913	125,544	117,048
認定率（%）	19.3	19.9	20.3	19.8	18.6

保険給付費の推移



2 第1号被保険者の介護保険料基準額

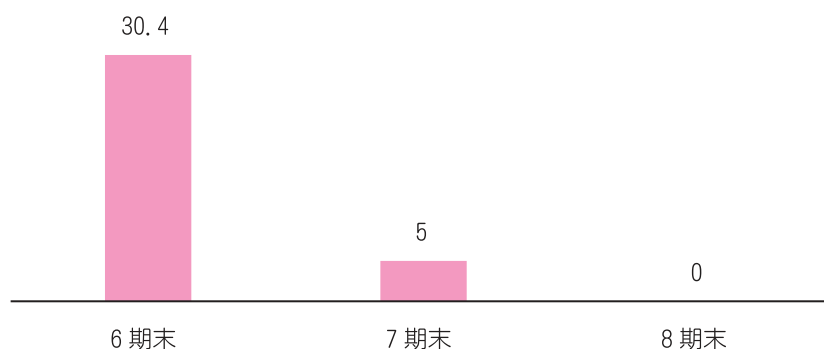
第7期の計画策定時においては、準備基金の残高が年々増加していたことを踏まえ、これを被保険者に還元する観点から、準備基金を全額取り崩して保険料を可能な限り抑制する計画とし、実際にほぼ計画どおり取り崩すこととなりました。

このため、第8期保険料の算定に当たっては、準備基金投入による抑制効果が第7期と比べ、極めて限定的なものとなります。

また、団塊の世代の75歳到達が令和4年から始まるなど、高齢者世代内の高齢化に伴い、要介護者数・要支援者数の増加とともに、介護サービス等の利用量が増加することから、第8期の保険料基準額は次のとおり上昇します。

H30～R2（第7期）	R3～R5（第8期）
月額 5,492円	月額 6,325円

準備基金残高の推移 単位：億円



〈保険料基準額（月額）の推移〉

	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
基準額 (円)	2,900	3,600	4,175	5,000	5,267	5,492	6,325
上昇額 (円)		700	575	825	267	225	833
上昇率 (%)		24.1	16.0	19.8	5.3	4.3	15.2

注 第1期は合併前（旧静岡市・旧清水市）のため省略

3 介護保険料段階の見直し

本計画では、保険料基準額の上昇に伴い、その抑制を図る観点から、11段階であった前期の保険料段階を、15段階に見直します。

見直しに当たっては、他市の設定状況等を踏まえ、前期の第9段階から第10段階については、きめ細やかに設定することにより、段階を跨ぐ所得変動があった場合でも保険料が急激に変動しないよう配慮しました。

また、前期の第11段階については、700万円以上としていた所得要件の最高段階を1,000万円以上とし、より負担能力に応じた段階設定としました。このほか、国の示す標準段階の見直しに合わせ、第7～第9段階の所得要件を見直します。

段階設定の新旧表は、次ページに記載します。

4 公費投入による非課税世帯の保険料軽減

平成27年度から第1段階のみ実施し、令和2年度からは、第3段階まで完全実施した非課税世帯の保険料軽減を引き続き実施します。

なお、この軽減により収入不足となる保険料額については、公費を投入して補います。
(公費の負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)

段階	所得要件	軽減前の 保険料率	軽減後の 保険料率
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給 老齢福祉年金受給 世帯全員非課税で本人の年金収入+年金以外の所得80万円以下 	基準額 ×0.5	基準額 ×0.3
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員非課税で本人の年金収入+年金以外の所得80～120万円以下 	基準額 ×0.65	基準額 ×0.5
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員非課税で本人の年金収入+年金以外の所得120万円超 	基準額 ×0.75	基準額 ×0.7

<介護保険料段階表>

第7期（平成30～令和2年度）			
段階	該当要件	保険料年額 （月額）	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税	19,700円 (1,642円)	
	本人の前年の公的年金等収入金額＋公的年金以外の所得金額の合計額が80万円以下		
第2段階	本人の前年の公的年金等収入金額＋公的年金以外の所得金額の合計額が80万円超120万円以下	32,900円 (2,742円)	
第3段階	第1段階、第2段階のいずれにも該当しない	46,100円 (3,842円)	
第4段階	本人の前年の公的年金等収入金額＋公的年金以外の所得金額の合計額が80万円以下	59,300円 (4,942円)	
第5段階	第4段階に該当しない	基準額 65,900円 (5,492円)	
第6段階	本人が市民税課税者がある 合計所得金額	120万円未満	79,000円 (6,583円)
第7段階		120万円以上200万円未満	85,600円 (7,133円)
第8段階		200万円以上300万円未満	98,800円 (8,233円)
第9段階		300万円以上500万円未満	112,000円 (9,333円)
第10段階		500万円以上700万円未満	131,800円 (10,983円)
第11段階		700万円以上	148,200円 (12,350円)

※第1段階～第3段階は軽減後の額

第8期（令和3～5年度）			
段階	該当要件	保険料年額 （月額）	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税	22,700円 (1,892円)	
	本人の前年の公的年金等収入金額＋公的年金以外の所得金額の合計額が80万円以下		
第2段階	本人の前年の公的年金等収入金額＋公的年金以外の所得金額の合計額が80万円超120万円以下	37,900円 (3,158円)	
第3段階	第1段階、第2段階のいずれにも該当しない	53,100円 (4,425円)	
第4段階	本人の前年の公的年金等収入金額＋公的年金以外の所得金額の合計額が80万円以下	68,300円 (5,692円)	
第5段階	第4段階に該当しない	基準額 75,900円 (6,325円)	
第6段階	本人が市民税課税者がある 合計所得金額	120万円未満	91,000円 (7,583円)
第7段階		120万円以上210万円未満	98,600円 (8,217円)
第8段階		210万円以上320万円未満	113,800円 (9,483円)
第9段階		320万円以上400万円未満	129,000円 (10,750円)
第10段階		400万円以上500万円未満	136,600円 (11,383円)
第11段階		500万円以上600万円未満	151,800円 (12,650円)
第12段階		600万円以上700万円未満	159,300円 (13,275円)
第13段階		700万円以上850万円未満	170,700円 (14,225円)
第14段階		850万円以上1,000万円未満	178,300円 (14,858円)
第15段階	1,000万円以上	189,700円 (15,808円)	

※第1段階～第3段階は軽減後の額

5 令和7（2025）年、令和22（2040）年における介護保険料等の推計

介護需要のさらなる増加が見込まれる2025年、2040年における人口、要介護・要支援者数、保険給付費、保険料基準額等の推計は以下のとおりです。

〈高齢者人口〉

	R 2（実績）	R 5（推計）	R 7（推計）	R 22（推計）
総人口（人）	695,195	680,834	669,536	594,305
高齢者人口（人）	210,923	211,363	212,856	220,249
65歳～74歳（人）	99,307	91,467	83,165	92,983
75歳以上（人）	111,616	119,896	129,691	127,266
高齢化率（%）	30.3	31.0	31.8	37.1

〈被保険者数〉

	R 2（実績）	R 5（推計）	R 7（推計）	R 22（推計）
第1号被保険者数（人）	210,647	211,131	211,427	220,249
第2号被保険者数（人）	233,812	230,973	228,436	179,005

〈認定者数〉

	R 2（実績）	R 5（推計）	R 7（推計）	R 22（推計）
要介護・要支援者数（人）	39,989	42,913	44,566	53,107

〈サービス利用者数〉

	R 2（実績）	R 5（推計）	R 7（推計）	R 22（推計）
居宅サービス利用者数（人）	26,287	28,209	29,296	34,910
地域密着型サービス利用者数（人）	6,277	6,876	7,219	8,788
施設サービス利用者数（人）	6,040	6,146	6,168	8,085
主なサービス				
訪問介護利用者数（人）	5,661	6,013	6,327	7,410
通所介護利用者数（人）	8,213	8,872	9,418	11,087
福祉用具貸与利用者数（人）	15,840	18,264	19,218	22,416

〈保険給付費、地域支援事業費〉

	R 2（見込）	R 5（推計）	R 7（推計）	R 22（推計）
保険給付費（億円）	621.2	665.9	691.4	848.2
地域支援事業費（億円）	32.8	37.1	38.9	45.3

〈保険料〉

	H30～R 2 （第7期）	R 3～5 （第8期）	R 6～8 （第9期推計）	R 21～23 （第14期推計）
保険料基準額（月額）（円）	5,492	6,325	7,041	9,596

